読んて"みよう! 「子どもの権利条約」第1~40条 「歌ュニセフ協会物談

第1条【子どもの定義】

18歳になっていない人を子どもとし



第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条 ゃく 約にある権利をもっています。子どもは、 国のちがいや、性のちがい、どのような ことばを使うか、どんな宗教を信じてい るか、どんな意見をもっているか、心やか らだに障がいがあるかないか、お金持ち であるかないか、親がど 🍫 🕍 ういう人であるか、などに よって差別されません。

第3条【子どもにもっとも よいことを】

こ 子どもに関係のあることが決められ、 行われるときには、子どもにもっと

もよいことは何 かを第一に考え なければなりま せん。

第4条 (国の義務)

くに じょうゃく か けんり まも 国は、この条約に書かれた権利を守 るために、必要な法律を作ったり政策 を実行したりしなければなりません。



第5条 【親の指導を尊重】

親(保護者)は、子どもの発達に応 じて、適切な指導をします。国は、親 つ権利をもっています。 の指導を尊重します。



第9条【親と引き離されない

権利】

第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育



第7条【名前・国籍をもつ権利】

こ 子どもは、生まれたらすぐに登録 (出生届など) されなければなりま せん。子どもは、名前や国籍をもち、 できるかぎり親を知り、親に育てて もらう権利をもっています。



第8条【名前・国籍・家族関係が 守られる権利】

るに こ なまえ こくせき かぞく 国は、子どもが、名前や国籍、家族 の関係など、自分が自分であること を示すものをむやみにうばわれるこ とのないように 守らなくてはな



会える権利】

子どもには、親と引き離されない権・国は、別々の国にいる親と子どもが・国は、子どもが国の外へ連れさられ 利があります。子どもにもっともよい: 索ったり、一緒にくらしたりするため: たり、自分の国にもどれなくなったり という理由から、引き離されることもに、国を出入りできるよう配慮します。しないようにします。 認められますが、その場合は、親とし親がちがう国に

き 会ったり連絡 したりするこ とができます。



第10条【別々の国にいる親と

¹ 住んでいても、 子どもは親と連 絡をとることが できます。



第11条 【よその国に 連れさられない権利】



第12条 (意見を表す権利)

りません。

こ 子どもは、自分に関係のあることに ついて自由に自分の意見を表す権利 をもっています。その意見は、子ど もの発達に応じて、じゅうぶん考慮さ れなければなりません。



第13条 【表現の自由】

こ 子どもは、自由な方法でいろいろな じょうほう かんが つった げんり し げんり こ しそうりょうしん しゅうきょう じゅう 情報や考えを伝える権利、知る権利 子どもは、思想・良心・宗教の自由 をもっています。



第14条 【思想・良心・宗教の 曲曲】

についての権利をもっています。



第15条【結社・集会の自由】

ころだもは、ほかの人びとと一緒に団 たい しゅうかい おこな 体をつくったり、集会を行ったりする 権利をもっています。



第16条【プライバシー・名誉の 保護】

子どもは、自分や家族、住んでいる ところ、電話やメールなどのプライバ シーが守られます。





第17条【適切な情報の入手】

ころともは、自分の成長に役立つ多く の情報を手に入れる権利をもってい ます。国は、本、新聞、テレビ、イン ターネットなどで、子どものためにな でようほう まお ていきょう る情報が多く提供されるようにすす

め、子どもによく ない情報から子ど もを守らなければ なりません。



第18条【子どもの養育は まず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両 親(保護者)にあります。国はその手 助けをします。



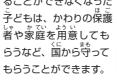
第19条【あらゆる暴力からの 保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力 をふるわれたり、不当な扱いなどを 受けたりすることがないように、国は 子どもを守らなければなりません。



第20条【家庭をうばわれた 子どもの保護】

家庭をうばわれた子どもや、その家 庭 環 境にとどまることが子どもに とってよくないと判断され、家庭にい ることができなくなった





※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では 真体的な子どもの権利を定めた第1~40条を、わかりやすい物説として公開しています。



第24条【健康・医療への権利】

こ。 子どもは、健康でいられ、必要な

第21条【養子緣組】

こ 子どもを養子にする場合には、その 子どもにとって、もっともよいことを 考え、その子どもや新しい親(保護 者) のことなどをしっかり調べたうえ で、国や公の機関だけが養子縁組を 認めることができます。



第22条【難民の子ども】

じぶん くに せいふ 自分の国の政府からのはく害をのが れ、難民となった子どもは、のがれ た先の国で守られ、援助を受けるこ とができます。



第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、 しながら生活できるよう、教育や訓 練、保健サービスなどを受ける権利 をもっています。



もっています。

第25条【施設に入っている 子ども】

施設に入っている子どもは、その扱 いがその子どもにとってよいもので あるかどうかを定期的に調べてもら

う権利をもって

第26条 【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶ んなお金がないときには、国からお 金の支給などを受ける権利をもって います。



第27条【生活水準の確保】

· 子どもは、心やからだがすこやかに 成 長できるような生活を送る権利を もっています。親(保護者)はそのた めの第一の責任者ですが、必要なと

きは、食べるも のや着るもの、 食むところなど について、国が 手助けします。

第28条【教育を受ける権利】

こ きょういく う けんり 子どもは教育を受ける権利をもってい ます。国は、すべての子どもが小学 校に行けるようにしなければなりませ ん。さらに上の学校に進みたいときに は、みんなにそのチャンスが与えられ なければなりません。 学校のきまりは、 子どもの尊厳が守られるという 考え方からはずれるもの

であってはなりません。

第29条【教育の目的】

*メラハン 教育は、子どもが自分のもっている 能力を最大限のばし、人権や平和、 環境を守ることなどを学ぶためのも のです。



第30条【少数民族・先住民の 子ども】

しょうすうみんぞく こ 少数民族の子どもや、もとからその 土地に住んでいる人びとの子どもは、 その民族の文化や

宗教、ことばをも つ権利をもってい

こともは、休んだり、遊んだり、文化

第31条【休み、遊ぶ権利】

ばいじゅつかっどう きんか けんり 芸術活動に参加したりする権利をもっ ています。



第32条【経済的搾取・ 有害な労働からの保護】

こ 子どもは、むりやり働かされたり、そ のために教育を受けられなくなった り、心やからだによくない仕事をさせ られたりしないように まも 守られる権利をもって

第33条【麻薬・覚せい剤など からの保護】

くに こ まゃく かく ざい 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを 売ったり買ったり、使ったりすること にまきこまれないように守らなけれ ばなりません。



第34条【性的搾取からの保護】

くに こ じどう じどうかい 国は、子どもが児童ポルノや児童 買 しゅん りょう せいてき ぎゃくたい 春などに利用されたり、性的な虐待 を受けたりすることのないように守ら なければなりません。



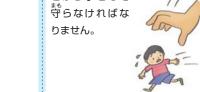
第35条【誘拐・売買からの保護】

スに こ ゆうかい う か 国は、子どもが誘拐されたり、売り買 いされたりすることのないように守ら なければなりません。



第36条 【あらゆる搾取からの

国は、どんなかたちでも、子どもの 幸せをうばって利益を得るようなこ とから子どもを 守らなければな



第37条 【拷問・死刑の禁止】

どんな子どもに対しても、拷問や人 間的でないなどの扱いをしてはなり ません。また、子どもを死刑にしたり、 死ぬまで刑務所に入れたりすること は許されません。もし、罪を犯して

たいほされても、尊 厳が守られ年れいに あった扱いを受ける 権利をもっています。



第38条【戦争からの保護】

国は、15歳にならない子どもを軍隊 cをか に参加させないようにします。また、 戦争にまきこまれた子どもを守るた めに、できること

はすべてしなけれ ばなりません。

第39条【被害にあった子どもの 回復と社会復帰】

ぎゃくたい にんげんてき あつか せんそう 虐待、人間的でない扱い、戦争など の被害にあった子どもは、心やから だの傷をなおし、社会にもどれるよ うに支援を受ける ことができます。

第40条【子どもに関する司法】

罪を犯したとされた子どもは、ほか の人の人権の大切さを学び、社会に もどったとき自分自身の役割をしっ かり果たせるようになることを考え て、扱われる権利をもっています。



子どもに権利があるの?



あらゆる人に、生まれながらに、「人権」、つまり、「人としての であずかですられ、幸せに生きるために必要な権利」があるんだ。 おとなにも子どもにも、先生にも児童や生徒にも、おうちの人にも、 地域の人にも、みんなに人権があるんだよ。

人権ってどんなもの?

- ① あらゆる人に人権があります。
- 2 生まれたときから人権があります。
- S 人権をうばい取ることはできません。
- 4 人権は無条件にあるものです。
- 5 すべての権利が簡じように大切です。



権利の中で、どの権利のほう が大事など、大切さの順位は

何かの罰として取り上げ!

**** 表面の「子どもの権利条約」第1~40条の 一覧を使ってね!



やってみよう! 考えてみよう

あなたが特に大切にしたいな、と思う条文を3つ選んでみよう。

● それぞれが選んだ条文をグループで伝えてみよう。どうして選んだのか理 中も話そう。

がっこう せいかつ かんけい おも じょうぶん えら 学校での生活と関係があるな、と思う条文を選んでみよう。

- できるだけたくさんの条文との関係やつながりを見つけてみよう。
- それぞれが選んだ条文をグループで伝えてみよう。 理由も話そう。
- ●選んだ条文の中に、守られていなかったり、十分に大切にされていなかっ たりするものはないかな?
- どんなときに守られていないのか、自分の権利だけでなくみんなの権利が 幸られるようにするにはどうしたらよいか、などを話し合ってみよう。

さらに発展!

● クラスで考えを共有し、どんな権利をみんなで大切にしていきたいか、そ のためにはどうしたらよいかを話し合い、私たちの権利を大切にする学級 *<ひょう 目標をつくってみよう!

わたしの権利 みんなの権利 子どもの権利を考えよう

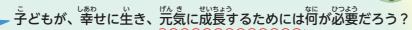


●●● 子どもには、おとなと同じ権利だけで十分かな? ●●●



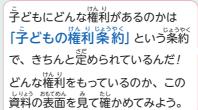
^ 考 えてみよう!

子どもとおとなでちがっているのはどんなところだろう?





そうか! 成長している子どもたち には、子どもだからこそ必要な こともあるんだね。



世界の子どもたちと「子どもの権利」

世界のどこに生まれても、子どもたちは 「子どもの権利条約」に書かれた同じ権 利をもっています。

ですが、その権利をおびやかすようなさま ずまな課題に直面し、日本のわたしたちと は異なる生活を送っている子どもたちもい

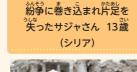
そんな子どもたちの映像を見て、子どもた ちからどんな権利がうばわれているのか、 どんな権利が守られる必要があるのかな どについて考えたり、話し合ったりしてみ ましょう。

1日8時間も水くみに費やす アイシャさん 13歳 (エチオピア)



がある。 ばん こうじょう はたら 朝から晩まで工場で働く

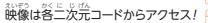
スモンくん 11歳











すごいな「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約」が誕生したのは、1989年のこと。 国際連合の総会で、すべての国が賛成して、成立したんだ。 それから、次々と各国が条約に入り、日本も1994年にこの条約に 入ったよ。

いまでは、世界196の国と地域がこの条約に入っていて、 世界でもっとも広く受け入れられている人権案約になったんだ。

溪教に入れば「子どもの権利」が守られるの?

たいいっぱい まい くに せいぶ 条約に入ることは、「子どもの権利」を守る第一歩。 条約に入った国の政府や、そ の国の子どもに関わるすべての人が、この条約を理解して、日々、子どもの権利が 等られているかどうか考え行動していく必要があるんだ。 そして、子ども自身が、 自分のもつ「子どもの権利」について知り、学ぶことも欠かせないよ。

「子どもの権利条約」に入った国の政府は、条約に書かれた権利をどのように守って いるのか、定期的に「国連子どもの権利委員会」に報告書を出すんだ。その時に は、ユニセフやNGOなども報告を出すことができるんだよ。「国連子どもの権利委 買会」は、それらの報告書を読んで、その国が子どもの権利を守るためにしてきた。 とりょく。 ひょうか 努力を評価したり、さらにどのような取り組みを進めるべきか政府に勧告(アドバイス) を出したりするんだよ。

「字どもの権利条約」の交 コルチャック先生

ヤマシュ・コルチャック先生 (1878-1942) は、ユダヤ系ポーランド人 のお医者さんで、作家で、そして孤児院の院長先生でした。先生の 孤児院は、子どもたちによる自治で運営されていました。子どものこと は子どもたちが意見を出し合って決めたり、解決したりしていたのです。 せんせい ひとりひとり ででもの権利を大切にする教育を30年に中たって 実践しました。当時、それはとても新しくて、めずらしいことでした。



第二次世界大戦が起こり、ナチスによるユダヤ人のガス室への移送が始まります。コルチャック サルセントンでは、とうとう強制収容所へ送られることになってしまいました。列車に乗せられた 意義、「特赦だ! 先生は列車から降りてください」という声が。コルチャック先生は、多くの人の たかが、 といまでの功績が認められて収容所送りを免除されたのです。しかし、先生は「子 どもたちを先に降ろしてくれ」と言い、一人で列車から降りることはありませんでした。コルチャッ 7先生と200人の子どもたちは、トレブリンカ収容所のガス室で亡くなったと考えられています。

「子どもの権利条約」の草案は、1978年にポーランド政府から提出されました。そこに込められ た思いは、コルチャック先生や戦争で犠牲になった多くの子どもたちから受けつがれたものでも あったのです。

> 子ども向け 「子どもの権利」学習サ



